

障第1331号
平成31年2月8日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

平成30年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導
(全事業者対象)の開催について

障がい保健福祉施策の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記集団指導につきまして、下記のとおり開催しますので、各事業所・施設から必ず1名以上ご出席願います。

また、当日の資料については、下記のとおりホームページから印刷のうえ、持参ください。(3月中旬以降に掲載予定です。)

なお、出席者については、別紙様式により、平成30年3月11日(月)までに、障害福祉課あて電子メール又はファックスで報告いただきますようお願いいたします。

記

1 日 時 平成31年3月26日(火) 10:00~16:00(予定)

2 場 所 長良川国際会議場メインホール

(〒502-0817 岐阜市長良福光 2695-2 TEL: 058-296-1200)

3 説明事項等(予定)

- (1) 集団指導
- (2) 制度改正説明
- (3) その他連絡事項等

4 資 料

資料については、事前に県ホームページからダウンロードしていただき、当日持参ください。（掲載後、別途連絡します。）※3月中旬以降に掲載予定
会場に資料の予備は準備しておりませんのでご注意ください。

5 出席報告

別紙により出席者を取りまとめのうえ、電子メール又はファックスにてご報告願います。

また、当日、出席票（当日提出用）を持参のうえ、担当者へお渡しください。

○報告期限：平成31年3月11日（月）

○報告先：岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係あて

FAX：058-278-2643

MAIL：c11226@pref.gifu.lg.jp

※県への提出書類の説明会ではなく、運営法人に法令基準や事業理解を深めていただくことを目的とした**集団指導**であることから、**行政書士等の代理出席は不可**とさせていただきます。

6 その他

- ・駐車場台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。車でお越しになる場合は、事業所単位で乗り合わせいただく等、混雑解消にご協力いただきますようお願いいたします。また、駐車料金については各自ご負担ください。
- ・出席者は1事業所・施設あたり2名を目安とさせていただきますので、ご了承ください。
- ・岐阜市から指定を受けている障害福祉サービスの事業所については、出席は義務ではありませんのでご注意ください。

| | | | |
|--------|--|----|-----|
| 所属 | 岐阜県 障害福祉課 事業所指導係 | | |
| 係長 | 奥 村 | 担当 | 市 橋 |
| 電話 | 058-272-1111 内 2686 | | |
| FAX | 058-278-2643 | | |
| E-mail | c11226@pref.gifu.lg.jp | | |